

**2016年 JAF東北ジムカーナ選手権 第1戦
2016年 JMRC東北ジムカーナシリーズ 第1戦
JMRC全国オールスター選抜 第1戦
ノックアウト！ジムカーナ イン エビス**

特別規則書

第1条 競技会の定義および組織

2016年JAF東北ジムカーナ選手権第1戦及びJMRC東北ジムカーナシリーズ第1戦は一般社団法人 日本自動車連盟(JAF)公認のもと、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、JAF国内競技規則及びその付則、2016年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、そして本競技会特別規則書に従い準国内格式競技として開催される。

第2条 競技会の名称

- ☆ 2016年 JAF東北ジムカーナ選手権 第1戦
- ☆ 2016年 JMRC東北ジムカーナシリーズ 第1戦 JMRC全国オールスター選抜 第1戦
- ノックアウト！ジムカーナ イン エビス DIREZZA CUP

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技会の格式

JAF公認・準国内格式競技 公認番号:2016-6102

第5条 開催日程

2016年4月10日(日)

第6条 競技会開催場所

※エビスサーキット 西コース 公認No. 2016-I-0704

〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1 TEL:0243-24-2163 FAX:0243-24-2936

第7条 オーガナイザー

- ※ JAF公認・奥州ビクトリーサークルクラブ(奥州VICIC) 代表者 小野 守平
〒980-0012 仙台市青葉区錦町1-6-26-102 TEL 022-225-5037 FAX 022-225-5138
- ※ JAF公認・チームケーオーエス(K. O. S) 代表者 植松 聖史
〒999-3762 山形県東根市神町北1-4-5 TEL&FAX 0237-48-2798

第8条 組織委員会

組織委員長 小野 守平 副委員長 植松 聖史
組織委員 畑山 忠彦

第9条 競技会主要役員

審査委員長	佐藤 栄一		
審査委員	飯塚 是		
競技長	植松 聖史	副競技長	佐藤 尚則
コース委員長	本田 孝良	計時委員長	高橋 ますみ
技術委員長	米森 貴志	救急委員長	畠山 和樹
パドック委員長	本望 史郎	事務局長	畠山 忠彦

第10条 参加申し込み、費用、期間

1)申込先

チームケーオーエス 植松 聖史

〒999-3762 山形県東根市神町北1-4-5 TEL&FAX 0237-48-2798

2)参加受付期間

3月22日(火)～4月3日(土)必着

3)提出書類

所定の参加申し込み用紙、改造申告書に必要事項を記入し署名捺印し、以下の参加料を添えて期間内に申し込む事。

4)参加料(現金書留)

¥14,000ー・JAF選手権クラス

JMRC東北シリーズ

¥10,000ー(JMRC会員・参加受付時に会員証提示すること。提示無き場合非会員扱いとする)

¥12,000ー(JMRC非会員)

5)クローズドクラス ¥8,000ー(仮会員費む)

6)クローズド Eクラス ¥8,000(全日本参加者)賞典なし

昼食は、各自で用意して下さい。

締め切りを超えて参加料が遅延した場合は延滞金一日につき¥1,000ーペナルティ料金が発生します。

(開催日の3日前を限度とする)

第11条 サービスカー・サービス員

競技参加者はサービス員及びパドックに持ち込むサービスカーについて、登録を必要とする。

1)サービスカー登録料(1BOXまで)／1台 ¥2,000ー(税込み)

2)サービス員登録料

1名 ¥1,500ー(税込み) 登録したサービスカーは指定された駐車スペースに置くこと。

積載車(無料)は専用駐車場に駐車すること。

第12条 競技＆公開練習のタイムスケジュール

慣熟走行受付……………6:30～7:00 慣熟歩行……………7:10～7:45

慣熟走行開始……………8:00～(1トライ) 競技会参加受付……………8:40～9:10

公式車検……………8:40～9:30 慣熟歩行……………9:40～10:10

開会式・ドライバーズブリーフィング…10:20～10:35

第1ヒートスタート……………10:50～ 慣熟歩行……………1ヒート終了後

第2ヒートスタート……………慣熟歩行終了後 表彰式……………正式結果発表後

※慣熟走行は、任意です。

第13条 その他の事項

1)公式通知の掲示場所…パドック内掲示板

2)ドライバーズブリーフィング…タワー前コース上もしくは、ブリーフィングルーム

3)ドライバーの服装はスピード行事競技開催規定に従う事。

第14条 競技の参加制限

1)最大参加台数は原則として制限しない。

第15条 参加車両・選手権部門及びクラス区分

2016年度JAF国内競技車両規則に合致した車両で尚且つ、2016年全日本ジムカーナ/ダートライアル選手権規定

第11条及び第12条に従い尚且つ下記クラス区分とする。

PNクラス

PN1 : 1600cc以下の2輪駆動車(FF・FR) ※1

PN2 : 1600cc以上の2輪駆動車(FF・FR) ※2

PN3 : PN1・2に該当しない車両 ※2

Nクラス

N(FWD) : 前輪駆動車 ※3 N(RWD) : 後輪駆動車 ※3

SAクラス

SA1 : 1600cc以下の2輪駆動車 SA2 : 1600cc以上の2輪駆動車

SA3 : 排気量制限なしの4輪駆動車

SC : クラス区分なしのSC車両 AE : クラス区分なしのAE車両 ※3

※1の記号のあるクラスは、2014年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2章第2条2)を適用する。

※2の記号のあるクラスは、2015年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2章第2条2)を適用する。

※3の記号のあるクラスは、下記タイヤの使用が認められない。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
(株)ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
住友ゴム工業(株)	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
横浜ゴム(株)	ADVAN	021・032・038・039・048・050
東洋ゴム工業(株)	PROXES	EM9R・08R・881・888
製造者問わず		ラリータイヤ/海外タイヤ製造者製通称Sタイプ 縦溝のみのタイヤ等

JMRC東北シリーズ戦クラス

1クラス : 1000cc未満(加給器付軽自動車も可) ※1

2クラス : 1000cc 以上の前輪駆動の車両 ※1

3クラス : 1000cc以上の後輪駆動の車両 ※1

4クラス : 1000cc以上の4輪駆動の車両 ※1

5クラス : 排気量区分なし(Sタイヤクラス) 6クラス : クローズドクラス

※全てのクラスでオートマチック車両で参加出来ます。

★1~6クラスはナンバー付き車両/B車両まで※※

※※ナンバー付き車両/B車両までとは……車検に適合する範囲で改造している車両

※1の記号のあるクラスは、下記タイヤの使用が認められない。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
(株)ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
住友ゴム工業(株)	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
横浜ゴム(株)	ADVAN	021・032・038・039・048・050
東洋ゴム工業(株)	PROXES	FM9R・08R・881・888
製造者問わず		ラリータイヤ/海外タイヤ製造者製通称Sタイプ 縦溝のみのタイヤ等

第20条 競技会の成立、延期、中止、短縮

2016年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

第21条 参加受理

1) 参加受理・エントリーリストはEメールアドレスに通知します。(携帯アドレス不可)アドレスを記入しない場合は通知が不可能です。また、不受理もしくは、不成立の場合は電話にて、その旨通知する。

2) 正式受理後の参加料は競技会を中止した場合を除き返金されない。

第22条 一般安全規定

2016年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第32条に従う。

パドック内において行う行動、作業等は充分安全に留意し、自己の責任で行うこと。

第24条 計 時

スピード行事開催規定第14条に従う。

光電管使用、バックアップとして自動計測器または、2個以上のストップウォッチを使用する。

第26条 賞典

全クラス1位～3位JAFメダル 全クラス1位～6位盾・副賞

賞典の制限(出走台数)

選手権クラス

3台…1位、4～5台…2位、6～7台…3位、8～9台…4位、10～11台…5位、12台以上…6位

JMRC東北シリーズクラス

3台…1位、4～5台…2位、6～7台…3位、8～9台…4位、10～11台…5位、12台以上…6位

第27条 遵守事項

2016年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第33条に従う。

1)すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに乗っ取ってマナーを保たねばならない。

2)競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。

3)オーガナイザーや大会後援者・競技役員・審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

4)すべての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。

5)競技ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

第28条 損害の補償

1)参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。

2)参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAFおよびオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

大会組織委員会